

伝統工芸雇用就業資金貸与要領

伝統工芸雇用就業資金貸与要領

制 定 平成 14 年 5 月 1 日 ブランド発第 36 号
一部改正 令和 6 年 4 月 1 日 ブランド発第 449 号

第 1 目的

新たに島根県ふるさと伝統工芸品（以下「指定工芸品」という。）の製造に従事しようとする者を雇用する認定事業主に対し、当該雇用者（以下「雇用就業者」という。）の研修教育を行うための資金の貸付けを行う一般財団法人島根県物産協会（以下「協会」という。）に対し、当該貸付けに必要な資金を貸与することにより、島根県の伝統工芸品産業の後継者を確保育成することを目的とする。

第 2 定義

この要領において「認定事業主」とは、伝統工芸後継者育成計画認定要領（平成 14 年 5 月 1 日制定ブランド発第 37 号）に定める後継者育成計画の作成整備を行い、知事の認定を受けたものをいう。

第 3 雇用就業資金の貸与

県は、認定事業主に対して雇用就業者の研修教育を行うための資金の貸付けを行う協会に対し、当該貸付けに必要な資金（以下「雇用就業資金」という。）を無利子で貸与する。

第 4 貸与の申請

雇用就業資金の貸与を受けようとする協会は、伝統工芸雇用就業資金貸与申請書（様式第 1 号）を知事に提出しなければならない。

第 5 貸与の決定等

知事は、第 4 の申請に基づき、雇用就業資金を貸与するかどうかを決定し、その旨を協会へ通知する。

第 6 雇用就業資金の請求

協会は、第 5 に規定する貸与の決定通知を受理したときは、伝統工芸雇用就業資金貸与請求書（様式第 2 号）を当該貸与決定通知の日から 1 月以内に知事に提出しなければならない。

第 7 雇用就業資金の貸与

知事は、第 6 に規定する貸与請求書を受理したときは、伝統工芸雇用就業資金借用証書（様式第 3 号）と引き換えに雇用就業資金を貸与する。

第8 償還期間等

雇用就業資金の償還の期間、方法及び期日は、次のとおりとする。

償 還 期 間	償還方法	償 還 期 日
3年以内 (据置期間2年以内を含む。)	元金一括償還	毎年3月25日。ただし、当日が金融機関の休日に当たる場合は、その翌営業日とする。

第9 繰上償還

協会は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、雇用就業資金の全部又は一部を繰上償還しなければならない。

- (1) 協会において貸付ける雇用就業資金に余剰が生じたとき。
- (2) 過年度貸付分の繰上償還が認定事業主よりあったとき。
- (3) その他貸付条件に違反したとき。

2 協会は、前項の規定により雇用就業資金を繰上償還しなければならない場合は、その事由が生じた日から起算して1月以内に伝統工芸雇用就業資金繰上償還明細書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

3 繰上償還は、雇用就業資金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間内に行わなければならない。

第10 返還の免除

知事は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該各号に定めるところにより、雇用就業資金の返還の債務(以下「債務」という。)を免除することができる。

- (1) 認定事業主が雇用就業者を雇用開始後引き続いて1年間雇用した場合において、協会が債務を免除したとき。… 1年目の貸付けに係る債務の全部
- (2) 認定事業主が雇用就業者を雇用開始後引き続いて2年間雇用した場合において、協会が債務を免除したとき。… 2年目の貸付けに係る債務の全部
- (3) 認定事業主が雇用就業者を雇用開始後引き続いて3年間雇用した場合において、協会が債務を免除したとき。… 3年目の貸付けに係る債務の全部
- (4) 雇用就業者が認定事業主の責によらない事由により退職した場合において、協会が債務を免除したとき。… 債務の全部又は一部
- (5) 雇用就業者が死亡した場合、又は心身に重度の障害を有することとなった場合その他やむを得ない事由により指定工芸品の製造に従事することができなくなったと認められる場合において、協会が債務を免除したとき。… 債務の全部又は一部
- (6) 認定事業主が死亡した場合、又は災害、疾病その他やむを得ない事由により貸付金を返還することが著しく困難であると認められる場合において、協会が債務を免除したとき。… 債務の全部又は一部

2 協会は、前項の規定により債務の免除を受けようとする場合は、伝統工芸雇用就業資金返還免除申請書(様式第5号)に債務の免除を受けようとする事由を証明し得る書類を添え、知事に提出しなければならない。

第 11 延滞金

協会は、正当な理由がなく雇用就業資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、返還すべき額につき年14.6%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。ただし、その金額が10円未満であるときは、この限りではない。

第 12 届出

協会は、資金を貸し付けた認定事業主が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちにその旨を伝統工芸雇用資金貸付業務状況届出書（様式第6号）により知事に届け出なければならない。

- (1) 認定事業主が住所、事業所又は氏名（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称又は代表者氏名）を変更したとき。
- (2) 雇用就業者が指定工芸品の製造に従事できなくなったとき。
- (3) 雇用就業者が解雇されたとき。
- (4) 雇用就業者が退職したとき。
- (5) 雇用就業者が死亡したとき。

第 13 実績報告

協会は、雇用就業資金の貸付業務を行ったときは、貸付けを行った年度の翌年度の4月30日までに伝統工芸雇用就業資金貸付業務実績報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

第 14 認定事業主に対する貸付けの方法等

協会が認定事業主に貸し付ける雇用就業資金の貸付けの方法等は次のとおりとする。

- (1) 貸与金額 雇用就業者一人当たり月額5万円とする。
- (2) 貸与期間 協会が認定事業主に対して雇用就業資金の貸与を決定した日（一の雇用就業資金に係る貸与の決定が複数回ある場合にあつては、最初の貸与を決定した日）の属する月から最長3年間とする。
- (3) 貸付方法等 協会は、認定事業主に対して行う貸付けの方法及び条件について、県と協議の上、別途定めるものとする。

第 15 雑則

この要領に定めるもののほか、資金の貸与に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は平成14年5月1日より適用する。

但し、雇用就業者については、平成11年6月1日から平成14年4月30日までの間に雇用された者を含むものとする。

この要領は平成25年4月1日より適用する。

この要領は令和6年4月1日より適用する。